

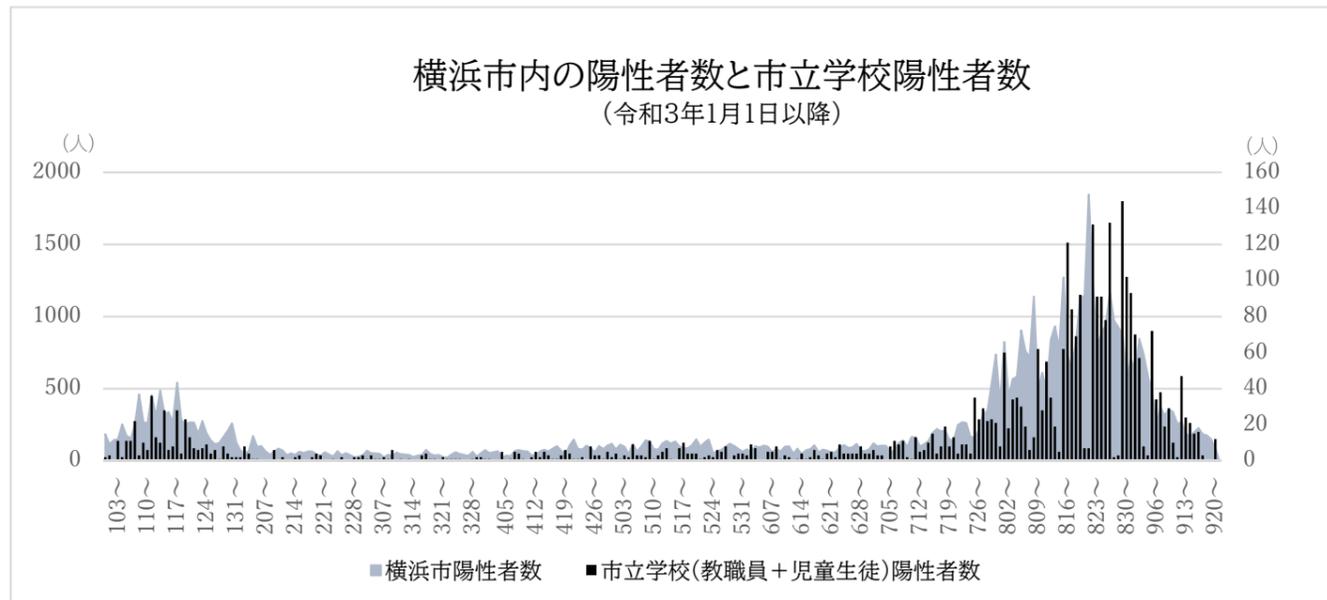
新型コロナウイルス感染症に関する対応について

こども青少年・教育委員会
令和3年9月24日
教育委員会事務局

1 これまでの対応の経緯（令和3年4月～現在）

- 4月20日（火） **神奈川県が、5月11日までを期限として、まん延防止等重点措置適用区域に指定**される。
市立学校に対して、重点措置適用期間中の教育活動等について通知。
（以後、措置の延長の決定時に、市立学校に対して通知を发出）
- 5月7日（金） **国が神奈川県への重点措置適用の5月31日までの延長**を決定する。
（以後、5月28日に6月20日まで、6月18日に7月11日まで、7月8日に8月22日まで、それぞれ重点措置適用が延長される）
- 8月2日（月） **神奈川県に、8月31日までを期限として、緊急事態宣言が发出**される。
市立学校に対して、宣言期間中（特に夏季休業期間中）における教育活動等について通知。
- 8月17日（火） **神奈川県への緊急事態宣言期間が、9月12日まで延長**される。
- 8月23日（月） 市立学校の**8月27日から31日までの臨時休業**と、9月以降の短縮授業での学校再開を決定する。
- 8月26日（木） 神奈川県からの要請等により、市立学校の**9月1日から9月13日まで分散登校等**による学校再開を決定する。
- 9月9日（木） **神奈川県への緊急事態宣言期間が、9月30日まで延長**される。
- 9月10日（金） 神奈川県からの要請等により、市立学校の**9月14日から10月1日まで分散登校等の延長**を決定する。

2 市立学校の感染状況等（令和2年6月以降、令和3年9月21日まで）



令和2年6月の学校再開以降、令和3年9月21日現在の教職員の感染者はこれまでに400人、児童生徒の感染者は3,217人、感染者が発生した学校は499校です。なお、児童生徒の感染者はいずれも無症状または軽症です。また、集団感染はこれまでに13件発生しています。

3 緊急事態宣言の发出を受けた現在の教育活動等

神奈川県に対して発令されている緊急事態宣言は、9月30日まで延長されています。本市の学校関係者の新規感染者については、夏季休業期間だけで令和2年度の一年間の感染者数を超えるなど、爆発的に感染が拡大しましたが、8月下旬以降、減少傾向に転じており、学校再開後は分散登校や短縮授業等による感染症対策を講じていることもあって、落ち着きを取り戻しています。

これまでも市立学校では、児童生徒の安全・安心な教育活動のために、様々な感染拡大防止措置を講じていますが、最新の感染動向等を踏まえながら、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」や国、県からの指示や要請等に基づき、感染予防のための取組を徹底して、教育活動を慎重に実施しています。

(1) 臨時休業・緊急受入れ

市立学校では、8月27日から31日まで臨時休業としたうえで、オンラインツールまたは電話等により、児童生徒の健康状態や感染動向を把握する期間としました。

また、就業等の事情、その他家庭での対応が困難な児童生徒について、緊急受入れを実施しました。実施にあたっては、例えば一教室の人数を制限したり、換気の回数に配慮したりするなど、学校の状況に応じて適切に対応しました。

(2) 分散登校及び短縮授業、緊急受入れの実施

神奈川県からの要請等に基づき、学級を2つに分けて隔日で登校させるなどして、9月1日から10月1日までの期間、分散登校により学校を再開しています。併せて、1単位時間を5分～10分程度短縮するなど、各学校の実情に応じた再開としました。

教室内の児童生徒の人数は概ね半数になり、座席間の距離を確保しています。

《分散登校の実施例》（小学校、中学校の場合。14日以降も同様に繰り返しています。）

	8月30日（月）	8月31日（火）	9月1日（水）	9月2日（木）	9月3日（金）
Aグループ	臨時休業	臨時休業	午前登校	登校日	家庭学習
Bグループ			午後登校	家庭学習	登校日
給食			提供なし	Aグループ	Bグループ

	9月6日（月）	9月7日（火）	9月8日（水）	9月9日（木）	9月10日（金）
Aグループ	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日
Bグループ	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習
給食	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ	Aグループ

	9月13日（月）
Aグループ	家庭学習
Bグループ	登校日
給食	Bグループ

- ・9月1日は、時間差で登校するなどして健康観察を実施し、端末の取扱いを説明したうえで、端末を家庭に持ち帰ります。
- ・家庭では、学習動画やドリル等の活用により、学習課題やオンライン授業に取り組みます。学校の実情により、授業のライブ配信によるオンライン授業も可とします。

高等学校においては時差通学、分散登校及び短縮授業を実施し、特別支援学校は、各学校の実情を踏まえた対応としました。

なお、緊急受入れについても継続しており、利用する児童生徒は、自身の属さないグループの登校日であっても学校に登校して、学級で授業等に参加しました。なお、この場合も当該児童生徒への給食の提供を行いました。

(3) 分散登校期間中のオンラインを活用した学習

分散登校に向けて1人1台端末の設定変更を行い、初めて持ち帰ることとしました。各学校では、ロイロノート・google classroomの活用や授業の映像配信によるクラス全員参加の同時双方向オンライン授業に取り組んだり、ロイロノートを活用した690本の「学習動画パッケージ」・880回分の「はまっ子デジタル学習ドリル」・オンライン学習教材「デキタス」等を活用して家庭学習に取り組んだりするなど、各学校の状況に応じてオンラインを活用した学習に取り組んでいます。

(4) 部活動

部活動に起因する集団感染が複数発生したことなどに鑑みて、中学校は8月23日から10月1日まで、高等学校は8月27日から10月1日までの間、大会等への出場部などを除き、原則として部活動を停止しています。活動する場合は、土日祝日を含めて週3日（高校は4日）、1日あたり90分の活動を上限としています。

活動する場合は、大会出場部員のみにするなど、人数を最小限として、指導者はマスクの着用を徹底して活動しています。

(5) ガイドラインの徹底

市立学校における感染防止を目的に作成した「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」の内容について、校内の全教職員で改めて共有・確認し、感染予防の取組を徹底しています。

特に、手洗いやマスクの着用、家庭と連携した健康観察、換気及び校内の消毒について、改めて確認しています。

(6) リスクの高い活動の一時停止

マスクを着用する等の感染症対策を講じてもなお感染リスクが高いとされる活動として、次に挙げる教育活動については、まん延防止等重点措置期間中から、一時的に実施を見合わせています。

- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱・管楽器演奏（リコーダー、鍵盤ハーモニカ等）」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」 他

(7) 学校行事

学校再開後は学級単位での活動として、学年や学校単位での運動会・体育祭、文化祭等の学校行事は、中止や延期としています。

実施する場合でも、行事の目標や必要性を確認して年間指導計画等の諸計画を見直すとともに、感染症対策を講じながら、児童生徒や学校の実態に応じて創意工夫します。

ア 修学旅行等の宿泊を伴う行事

修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、まん延防止等重点措置期間中から、延期又は中止としています。また、宿泊を伴わない校外

活動のうち、県境を越えるものについても同様に、延期又は中止としています。

イ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における学校観戦

児童生徒への一生の心に残る観戦機会の提供を目的に、大会組織委員会が自治体向けに販売する「学校連携観戦チケット」を活用して、令和元年度より観戦を希望する市立学校の児童生徒等の観戦に向けた準備を進めましたが、観戦予定会場において無観客での開催が決定したことにより、本市においても観戦を中止することとしました。

なお、既に購入したチケット代金は、大会組織委員会に対して払戻しの手続きを進めています。

(8) 学校開放

学校開放事業は8月23日から10月1日まで中止としています。また、8月23日以降、当面の間、学校開放の利用に係る新規予約については、停止しています。

4 教職員に対するワクチン接種

全教職員（約24,000人。非常勤を含む）のうち、希望する者について本市及び県の優先接種の対象として、7月中旬以降接種を始め、多くの教職員が8月中旬に接種しました。

接種状況は、9月8日現在、2回目の予約をしている者を含め86.0%です。

5 抗原簡易キット

8月上旬に、国から高等学校等の生徒等のための抗原簡易キット（以下「キット」という。）が無償配布されましたが、これらのキットについては、対象の高等学校と特別支援学校高等部全校へ配布を行いました。

また、国から小学校及び中学校等の教職員等向けのキットの配送先の照会があり、小・中学校・高等学校・特別支援学校等の教職員数を基に各校へ2～7箱（1箱10回分）の配送を希望する旨を回答しました（9月下旬以降に配布予定）。

さらに、神奈川県が独自の取組として、ワクチン接種対象外の児童や特別支援学校の児童等を配付対象に、自宅で検査ができるキットを保護者に配布するとの連絡がありました。県が配布するキットは直接、各校へ配送し、学校から各家庭へ配布することとされています。市立学校については、9月中旬に特別支援学校へ送付され、小学校等には10月中旬までに送付される予定となっています。

6 今後の対応

市立学校では、教育活動を継続させるために、あらゆる場所・場面において、様々な感染拡大防止措置を講じていますが、デルタ株の感染力は強力であり、市中の感染動向と相まって、夏季休業期間中は特に、学校関係者の新規感染も増加し続けました。

学校再開後も引き続き、児童生徒の健康と安全を最優先として、国、県の動向を注視しつつ、より効果的な措置を講じる必要があると判断した場合には、柔軟に対応するなどして、慎重に取り組んでまいります。